

唐津市電子入札運用基準（平成20年10月1日制定）

1 趣旨

この基準は、別に定めがあるものを除き、唐津市が発注する建設工事及び建設工事に伴う測量、設計、調査等の業務（以下「建設工事等」という。）に係る入札を唐津市財務規則（平成17年規則第41号。以下「規則」という。）第93条第5号に規定する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に必要事項を登録し入札する方法（以下「電子入札」という。）により実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事の選定

電子入札は、電子入札の方法により実施することが適当であると判断される建設工事等の中から選定するものとする。

3 電子入札である旨の公告等

電子入札を実施する場合は、条件付一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知（以下「入札公告等」という。）において、電子入札である旨を記載するものとする。

4 利用登録

4-1 利用登録の条件等

電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次のすべての条件を満たしたうえ、電子入札システムに利用登録することとする。

- ① 当該年度における唐津市建設工事等入札参加資格を有する者であること。
- ② 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定により特定認証業務について主務大臣の認定を受けた者（電子入札コアシステム対応認証局に限る。）から、同法第2条第1項に規定する電子署名をあらかじめ取得していること。
- ③ 唐津市に対し、②の電子署名に係る電子証明書（商業登記に基づく法人認証ICカードを除く。以下「ICカード」という。）に関する情報を記載した委任状（電子入札用電子証明書届出書）（第1号様式。以下「委任状」と

いう。)が提出されていること。(ＩＣカードの名義人が法人等の代表者又は個人事業者(以下「代表者」という。)であっても要提出)

4-2 利用登録の制限

利用登録にあたっては、同一のＩＣカードを工事と業務の両方で登録(記載)することはできないものとする。

また、代理人は1人とするが、代理人のＩＣカードの破損等に備え、同一名義人のＩＣカードは複数登録することができるものとする。

4-3 ＩＣカードの廃止

ＩＣカードを使用しなくなった場合は、直ちに電子証明書(ＩＣカード)廃止届(第2号様式。以下「廃止届」という。)を唐津市に提出するものとする。

4-4 継続利用

唐津市の電子入札システムを継続利用する場合は、ＩＣカードの有効期限満了前までに委任状を唐津市に提出するものとする。

4-5 共同企業体

共同企業体の入札参加者は、単体企業として利用登録した「共同企業体の代表者」の代理人(代表者等)名義のＩＣカードを利用できるものとする。

5 唐津市による電子入札システムへの案件登録

5-1 案件登録の時期

3の規定により電子入札である旨記載された案件(以下「電子入札案件」という。)に係る必要事項の電子入札システムへの登録時期については、次のとおりとする。

- ① あらかじめ予定価格を公表しないで入札を行う場合における予定価格 開札の際
- ② あらかじめ最低制限価格を公表しないで入札を行う場合における最低制限価格 開札の際
- ③ ①及び②以外の必要事項 入札公告等の際

5-2 日時等の設定

- ① 開札予定日時は、入札書提出締切日時の翌日を標準とするものとする。

② 内訳書開封予定日時は、事前準備に要する最低時間を勘案し設定するものとする。

③ その他の日時等については、別に定めがあるものを除き、適正と判断される日時等を設定するものとする。

5-3 電子入札案件の必要事項の修正

5-1の規定により電子入札システムに登録した電子入札案件の必要事項に誤りがあり、その修正が必要な場合は、当該案件を削除した後、新規案件として改めて再登録し、修正削除による再登録である旨付記するものとする。この場合において、既に入札参加者が削除した案件に対する必要事項を電子入札システムに登録していたときは、再登録した案件に対する必要事項を電子入札システムに再度登録するよう求めるものとする。

5-4 入札参加者側の障害等による入札書提出締切日時等の変更（延長）

入札参加者側の障害等により電子入札ができない旨申告があった場合、唐津市は、障害等の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとし、その結果、すぐに復旧できないと判断され、かつ、次のいずれかに該当する障害等により原則として複数の入札参加者が参加できない場合は、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うことができるものとする。この場合、指名競争入札においては、電子入札システムにより日時変更通知書を送信するものとし、条件付一般競争入札においては、適正と判断される方法により、その旨周知するものとする。

① 天災

② 広域又は地域的停電

③ プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害

④ その他時間延長が妥当であると認める場合（ただし、ＩＣカードの紛失及び破損、端末の不具合等入札参加者の責めによる障害であると認められる場合を除く。）

なお、電子入札から紙入札への切替については、7-1を、電子入札から紙入札への移行については、7-2をそれぞれ参照するものとする。

また、変更（延長）後の入札書提出締切日時及び開札予定日時を直ちに決定できない場合は、次のとおり対応するものとする。

- ① 指名競争入札においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信（送信できない場合は、電話等で対応）するものとし、当該日時変更通知書には、日時が正式に決定した時点で再度日時変更通知書を送信する旨明記し、その後日時が正式に決定したときは、再度日時変更通知書を送信（送信できない場合は、電話等で対応）するものとする。
- ② 条件付一般競争入札においては、適正と判断される方法により、その旨周知するものとする。

5－5 唐津市側の障害による入札書提出締切日時等の変更（延長）

唐津市側の障害等により電子入札ができない場合、唐津市は、障害等の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとし、その結果に応じ、次のとおり対応するものとする。

5－5－1 復旧の見込みがあると判断される場合

入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うことができるものとする。この場合、指名競争入札においては、電子入札システムにより日時変更通知書を送信するものとし、条件付一般競争入札においては、適正と判断される方法により、その旨周知するものとする。

なお、変更（延長）後の入札書提出締切日時及び開札予定日時を直ちに決定できない場合は、次のとおり対応するものとする。

- ① 指名競争入札においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信（送信できない場合は、電話等で対応）するものとし、当該日時変更通知書には、日時が正式に決定した時点で再度日時変更通知書を送信する旨明記し、その後日時が正式に決定したときは、再度日時変更通知書を送信（送信できない場合は、電話等で対応）するものとする。
- ② 条件付一般競争入札においては、適正と判断される方法により、その旨周知するものとする。

5－5－2 復旧の見込みがないと判断される場合

中止又は7－1を参照のうえ、電子入札から紙入札へと切替えるものとする。

6 入札方法の制限

電子入札案件については、やむを得ない事由により電子入札の続行が不可能な場合等を除き、原則として持参、郵送及びファクシミリによる方法は認めないものとする。

7 6に規定するやむを得ない事由により電子入札の続行が不可能な場合等における紙入札切替等

7－1 電子入札から紙入札への切替

唐津市は、電子入札による手続きの開始後、特段の事情により電子入札の続行が不可能となった場合は、電子入札から紙入札へ切替えるものとし、当該案件の工事（業務）名に「紙入札に切替」と追記変更し、以降当該案件に係る電子入札システム処理を行わないものとする。この場合において、入札参加者に対しては適正と判断される方法により、その旨周知するものとし、既に当該案件に対する必要事項を電子入札システムに登録していた者を含めすべての入札参加者について紙入札を行うものとする。

7－2 電子入札から紙入札への移行

7－2－1 承認基準

唐津市は、電子入札による手続きの開始後、入札参加者から紙入札移行承認願（第3号様式）が提出された場合、やむを得ない事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ、全体の入札手続きに影響がないと認められる場合に限って、当該入札参加者の紙入札を認めるものとする。

<やむを得ない事由の例示>

- ① システム障害により締切に間に合わない場合
- ② ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなった場合
- ③ 代表者等が変更された場合において、変更後の代表者等を名義人とするICカードを申請中の場合

7－2－2 取扱い

7－2－1の規定により紙入札への移行を認めた場合は、当該入札参加者に

ついて、速やかに紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として電子入札システムに登録するものとし、紙入札業者としての登録後においては電子入札に係る作業を行わないよう当該紙入札業者に対し指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札に係る作業による書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

7-2-3 入札書等提出方法

7-2-2の規定により紙入札業者として登録された者は、入札書及び提出書類（以下「入札書等」という。）を次に定めるところにより提出するものとする。

- ① 入札書等は、必要事項を記入し、入札書等提出用封筒（以下「封筒」という。）に入れ、封印して入札期間の終了日時（入札書提出締切日時）までに、紙入札業者が直接持参により提出（代理人が提出する場合は、別途委任状も提出）するものとする。
- ② 封筒は、1件の入札に1枚とし、表側に提出先を記入したうえ、「入札書等在中」と朱書きし、裏側に工事（業務）名、入札期間の終了日時（入札書提出締切日時）、会社住所及び会社名を記入するものとする。

7-2-4 入札書等の処理等

7-2-3の規定により提出された入札書等は、唐津市において、開札予定日時まで金庫等で厳重に保管し、開札の際に入札金額等を電子入札システムに登録するものとする。この場合において、当該紙入札業者又はその代理人は、開札に立ち会うものとする。

8 入札参加者による電子入札システムへの登録

入札参加者は、電子入札案件に対する入札金額、くじ番号等の必要事項を電子入札システムに入札期間の終了日時（入札書提出締切日時）までに登録するものとし、唐津市において入札期間の終了日時（入札書提出締切日時）までに到着を確認したものを有効とするものとする。この場合においては、電子入札システムにより入札書受付票を返信するものとする。

9 提出書類

9-1 アプリケーション等

入札参加者が唐津市建設工事等競争入札実施要綱（平成20年告示第197号。以下「実施要綱」という。）第24条第2項、第28条第2項及び第34条第2号に規定する提出書類（以下「提出書類」という。）を電子データとして作成する場合は、提出する時期ごとに必ず1ファイルにまとめることとし、次のいずれかのアプリケーションに対応するファイル形式によるものとする。

アプリケーション名	ファイル形式
Microsoft Word (MicrosoftCorporation)	Word2003 形式以下
Microsoft Excel (MicrosoftCorporation)	Excel2003 形式以下
その他のアプリケーション	PDF ファイル (AdobeAcrobatReader で読めるもの) 画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式) その他唐津市が認めた形式

9-2 ファイル容量

入札参加者が提出書類を電子データとして作成する場合のファイル容量は、提出する時期ごとに1メガバイト（MB）を超えないものとする。

9-3 圧縮方法

入札参加者が提出書類を電子データとして作成する場合のファイル圧縮は、LZH形式又はZIP形式のみとし、自己解凍方式等は、認めないものとする。

9-4 ウィルス対策

入札参加者が提出書類を電子データとして作成し、提出する場合は、必ずウィルス感染の有無について最新のウィルス対策アプリケーション（ソフトウェア）による確認を行ったうえで提出するものとする。

10 開札

10-1 開札処理

開札は、電子入札システムにより行うものし、原則として一括開札処理で行うものとする。

10-2 保留通知

条件付一般競争入札においては、開札後、落札候補者に係る入札参加要件の審査のため、落札者の決定を一旦保留するものとする。この場合においては、すべての入札参加者に電子入札システムにより保留通知書を送信するものとする。

10－3 同価入札における落札候補者の決定

実施要綱第29条に規定する落札候補者の決定方法については、次のとおりとする。

- ① 各同価入札者に、入札書提出日時が早い順番に0から1、2…と到達番号を割り当てる。
- ② 各同価入札者が電子入札システムに登録したくじ番号に、電子入札システムにより乱数を加え、各同価入札者の本くじ番号を決定する。
- ③ 各同価入札者の本くじ番号の下3桁の数字をすべて加え、当該加えた後の数字を同価入札者の数で除す。
- ④ ③により求められた余りが、①の到達番号と同一の者を落札候補者とする。
- ⑤ ④の落札候補者が落札者とならなかった場合は、各同価入札者からその者を除き、再度、①から④の方法で落札候補者を決定する。

10－4 入札結果登録処理

入札執行担当者は、落札者が決定した場合、署名等の入札結果登録処理を行うものとする。

10－5 開札立会人の確認

開札立会人は、当該入札の開札状況を確認し、入札結果登録処理において、立会署名を行うものとする。

10－6 再度入札

再度入札における入札書提出締切日時は、1時間以内を標準として設定するものとし、入札書提出締切日時到来後、直ちに開札するものとする。

10－7 入札参加者の待機

入札参加者は、電子入札案件の開札にあたり、再度入札、落札候補者決定に伴う書類提出等に備え、電子入札システムにおいて開札状況等の確認を行うものとする。

10-8 開札の遅延

入札執行担当者は、開札が著しく遅延する（開札予定日時から概ね1時間を超える）場合は、必要に応じて入札参加者に電子入札システムにより情報提供を行うものとする。

10-9 落札者等の通知

規則第100条第1項ただし書の規定による通知（落札者、落札金額等を記載した落札者決定通知書）は、すべての入札参加者に電子入札システムにより送信するものとする。

11 ICカードの不正使用等

入札参加者によるICカードの不正使用等（以下「不正使用等」という。）が落札前に判明した場合においては、当該入札参加者が行った当該入札は、規則第98条第2号の規定により無効とするものとする。なお、不正使用等が落札後契約締結前までに判明した場合においては、契約を締結しないことができるものとする。また、不正使用等が契約締結後に判明した場合においては、当該案件の進捗状況等を考慮し、契約解除の是非を判断するものとする。

<不正使用等の例示>

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人に成りすまして入札に参加した場合
- ② 代表者等が変更されたにもかかわらず、法人等に所属しない変更前の代表者等を名義人とするICカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合

12 電子入札システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、平日（唐津市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1号に規定する市の休日を除いた日をいう。）の午前8時30分から午後8時までとする。ただし、電子入札システムの保守、点検等の必要があるときは、利用者への事前通知を行うことなく電子入札システムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとする。

13 入札参加者（利用者）の管理義務等

入札参加者は、使用する電気通信回線、電子計算機、ＩＣカード等が正常に稼動する環境の確保及び管理義務を有し、入札参加者の電子入札システム利用におけるいかなる損害についても唐津市はその責めを負わないものとする。